



2026 年 7 月 23 日

各 位

会 社 名 AI inside 株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 CEO 渡久地 択
(コード番号：4488 東証グロース)
問合わせ先 取締役 CFO 鳥野 裕明
(TEL. 03-5468-5041)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2026年 8 月14日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 13,200 株
(3) 処分価額	1 株につき 2,073 円
(4) 処分総額	27,363,600円
(5) 割当予定先	取締役 3 名（※） 7,000 株 従業員10名 6,200 株 ※ 監査等委員である取締役を除く。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2020年 5 月22日開催の取締役会において、当社の取締役に対して当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆さまと一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議しました。

本制度については、2020年 6 月26日開催の第 5 期定時株主総会において関連する議案につきご承認をいただきました。また、2021年 6 月25日開催の第 6 期定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行に伴い、改めて、①金銭報酬枠とは別枠で、当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下同じです。）に対する譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）に基づく譲渡制限付株式付与のための報酬として年額100百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）の金銭報酬債権を支給すること、②本制度に基づき発行又は処分される当社の普通株式の総数を年10,000株以内（うち社外取締役分は年3,000株以内）とすること、及び③本制度に基づく譲渡制限付株式の譲渡制限期間は 5 年以内で当社の取締役会が定める期間とすること等につき決議しました。さらに、2023年 6 月23日開催の第 8 期定時株主総会において、当該普通株式の総数を年20,000株以内（う

ち社外取締役分は年3,000株以内)に改定しております。また、当社は、上記の取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度と同様の目的から、当社の従業員に対しても、同様の譲渡制限付株式を付与することといたしました。

その上で、今般、当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役3名及び従業員10名(以下「対象者」といいます。)に対し、本制度の目的、各対象者の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、金銭(報酬)債権合計 27,363,600円を付与し、当社の普通株式 13,200 株(以下「本割当株式」といいます。)を処分することを決議いたしました。本制度においては、対象者において当該金銭(報酬)債権の全部を現物出資財産として払い込ませ、その払込みと引換えに当社の普通株式の発行又は処分を行う形となります。

なお、本自己株式処分により処分される株式数の発行済株式総数(2026年3月31日時点)に占める割合は、約0.33%と軽微であり、譲渡制限付株式を付与する目的等に照らして合理的であると考えております。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

本自己株式処分に伴い、当社と対象者は個別に譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間

対象者は、2026年8月14日(払込期日)から2029年8月13日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象者が譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役又は従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、譲渡制限期間満了日において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象者が、譲渡制限期間中に任期満了、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由により当社の取締役又は従業員のいずれの地位も喪失した場合、当該喪失の直後の時点をもって、払込期日を含む月の翌月から当該喪失の日を含む月までの月数を36で除した数に、本割当株式の数を乗じた数(ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。)の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点、又は、上記(2)に定める譲渡制限の解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象者が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、取締役会の決議により、払込期日を含む月の翌月から組織再編等承認日を含む月までの

月数を36で除した数に、当該時点において保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき対象者に支給された金銭（報酬）債権を出資財産として行われるものであり、その払込金額は、恣意性を排除した価額とするため、2026年7月22日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である2,073円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象者にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上